平成２３年（フ）第１３１号
福岡市中央区薬院３丁目６番５―802号
破産者　眞鍋　浩志
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５２０号
福岡県春日市春日原北町４丁目50番地15コーポジュネス103号、前住所福岡市博多区住吉２丁目５番17―1010号
破産者　石田　浩一
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６４８号
福岡県糟屋郡新宮町大字上府1158番地２プレミアムステージ202号
破産者　竹井　和宏
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２号
長崎県壱岐市郷ノ浦町初山西触866番地９
破産者　山田　初美
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２３年（フ）第２３７号
熊本市西原３丁目２番11―101号
破産者　大塚　信幸
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１号
熊本県八代市宮地町2009番地１　201
破産者　村上　浩司
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第２号
熊本県八代市宮地町2009番地１　201
破産者　村上　直子
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第３１号
山形県鶴岡市大部町７番24号
破産者　石井　美穂
1　決定年月日　平成23年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第４１号
福島県相馬市大坪字前迫７番地
破産者　小野田弥生
1　決定年月日　平成23年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第１３６号
山梨県甲府市里吉２丁目10番13―411号
破産者　平川　良雄
1　決定年月日　平成23年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３８０号
長崎県長崎市岩屋町43番30号　森田アパート３Ｆ
破産者　森　　律子
1　決定年月日　平成23年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８８号
熊本県八代市植柳上町673番地１
破産者　道脇　博昭
1　決定年月日　平成23年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第７１号
鹿児島県奄美市名瀬金久町14番８号
破産者　岩元喜世士
1　決定年月日　平成23年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第３８９号
沖縄県那覇市西３丁目11番51―606号高田西マンション
破産者　宮國　一幸
1　決定年月日　平成23年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３５３号
奈良県大和高田市大字根成柿380番地の１Ｂ525号室、開始決定時の住所奈良県吉野郡東吉野村大字三尾302番地の１
破産者　今西　　馨
1　決定年月日　平成23年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第４１号
三重県名張市栄町2918　発春栄ハイツ101号、住民票上の住所奈良県御所市大字小殿524番地
破産者　西川勉こと　西川　　勉
1　決定年月日　平成23年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１９６号
奈良県香芝市良福寺263番地の１　ドルチェＮＡＫＡＴＡ206号、開始決定時の住所奈良県北葛城郡上牧町大字上牧816番地１　111―17
破産者　卓建築事務所こと　前田　卓實
1　決定年月日　平成23年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２２６号
奈良県北葛城郡広陵町大字大塚374番地、開始決定時の住所奈良県大和高田市大字有井78番地の12
破産者　池内　朝子
1　決定年月日　平成23年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３１６号
奈良県香芝市磯壁３丁目94番地の１　ベルドミール香芝30Ｃ号
破産者　髙橋　　勝
1　決定年月日　平成23年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係